

特集

新型コロナウイルス感染症に伴う 納税者等への支援対策について

新型コロナウイルス感染症の納税者等への影響を緩和するための支援対策が実施されることとなりました。市税に関する納税者等への支援対策は下記のとおりです。

徴収猶予制度について

詳しくは船橋市 HP へ



新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連して、市税を今すぐ納めることで、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある場合には、納税の猶予（納付が必要な額について、今すぐに全額を納めることなく、申請から原則1年の範囲内で納める制度）が認められる可能性があります。

お問い合わせ 債権管理課（☎047-436-2246）

軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

詳しくは船橋市 HP へ



令和元年10月1日から令和3年3月31日の間に取得された自家用・乗用の軽自動車を対象とし、軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する臨時的措置について、令和3年度税制改正により、令和3年12月31日までに取得されたものが対象となります。

お問い合わせ 市民税課（☎047-436-2203）

住宅借入金等特別税額控除の特例

詳しくは船橋市 HP へ



消費税 10%で住宅の取得等をし、令和 2 年 12 月 31 日までに入居した場合に、住宅ローン控除の控除期間を 3 年延長して 13 年とする特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2 年 12 月 31 日までに入居できない場合でも、一定の要件を満たし令和 3 年 12 月 31 日までに入居した場合には、当該控除の適用の対象となります。

お問い合わせ 市民税課 (☎047-436-2214)

寄附金税額控除の特例

詳しくは船橋市 HP へ



新型コロナウイルス感染症の影響により中止等された文化芸術・スポーツに係る一定のイベントの入場料などについて、その払戻請求権を令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までに放棄した場合、「寄附金税額控除」の対象とし、個人市民税・県民税が控除されます。

お問い合わせ 市民税課 (☎047-436-2214)